

# 上小阿仁村の健全化判断比率と資金不足比率

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算による村の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上の場合は財政健全化計画を、「財政再生基準」以上の場合には財政再生計画を定めねければなりません。

また、公営企業会計（村の場合は、簡易水道、農業集落排水、下水道の各特別会計）の資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は、経営健全化計画を定めねければなりません、村はいずれの比率も基準を下回っています。

| 健全化判断比率  | 村の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —    | 15.0%   | 20.0%  |
| 連結実質赤字比率 | —    | 20.0%   | 30.0%  |
| 実質公債費比率  | 6.5% | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | —    | 350.0%  | —      |

| 資金不足比率       | 村の比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|------|---------|
| 簡易水道事業特別会計   | —    | 20.0%   |
| 農業集落排水事業特別会計 | —    | 20.0%   |
| 下水道事業特別会計    | —    | 20.0%   |

※比率が「—」のものは、赤字額・資金不足額がないことを表します。

## 用語解説

- 実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すもので、概ね地方税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債の合計額）に対する比率
- 連結実質赤字比率：村の全ての会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
- 実質公債費比率：公債費（借入金の返済額）及びこれに準じる額の標準財政規模に対する比率。
- 将来負担比率：一般会計等の地方債（借入金）や将来支払っていく負担などの残高から返済に充てることができる基金（積立金）を除いた額の標準財政規模に対する比率。